

令和2年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第2回 障害者部会

東大和市福祉部

OB 部会長 それでは、議事の1、東大和市障害者総合プラン平成31年度実施状況についてであります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（小川障害福祉課主事） 事務局の小川でございます。よろしくお願いいたします。

本日、実施状況とそれから次期プランの中間案のご審議ということで、非常にボリュームがございますので、説明のほうは、なるべく簡潔にしていきたいと思います。

まず、平成31年度の実施状況報告書ということで、1ページ開いていただきますと、報告書の説明が左側のページにございまして、今回、令和2年度、今年度いっぱいまでの計画期間ということについての31年度の実施状況ということですので、中間年と、3か年の中間年に当たります。中間年に当たるということで、その評価の基準については、一番下にあります「3」「2」「1」「0」「-」ということで、それぞれ「順調」「概ね順調」「着手」「未着手」「対象外」というような表記になっておりますことをご認識いただければというふうに思います。

説明のほうは、今回、目標の中で重点施策ということでの取組に位置づけられている取組、それから、平成30年度の実施状況から、評価の部分において変化があった取組、この中にはちょっと新型コロナウイルスの関係で、いろいろな催しができなかったりとかということも影響はあるんですけども、それらを中心にご報告を差し上げたいと思います。

1ページ目の目標1、自立を支える基盤づくりの中の障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進という項目の1-1の障害者差別解消法に基づく取組については、重点施策1に位置づけられております。その中で、31年度においては、31年度の実施状況のところ、自立支援協議会の生活部会で、民間事業者に合理的配慮に取り組んでいただくインクルーシブ事業者推進事業ということで、こちらの事業を実施したということが評価できるのではないかとということで書かさせていただいております。

昨年の11月から今年の1月にかけて、市内の20事業者に協力いただいて、障害のある方への合理的配慮に努めていただくというような形での取組をしていただいたものであります。

その下の庁内のほうの取組については、庁内の27の部署で合理的配慮に取り組んだということで、30年度においては24の部署だったんで、若干増えているというところがございます。ただ、評価が2となっておりますので、その点は、市民の方からの相談事例というのが非常にまだまだ少ないような状況であるということもありまして、評価のほうは2ということになっております。

それから、次の1-2の虐待防止の関係については、ここの評価の欄の30年度は3だったところが、2となっておりますけれども、これについては、実際、虐待の研修を予定

していたんですけれども、それが実施できなかったというようなどころがあるということ
であります。

少しページ飛んで、7ページです。

目標2の自立を支えるサービスの充実の中の1-4、事業所・サービス提供者の育成と
いうところで、こちらのほうは30年度の評価が1だったんですけれども、2というふう
に少し上がっております。それといいますのは、実施状況のところに記載しておりますけ
れども、②として、グループホーム事業者連絡会で人材育成、グループホームで働く方
の人材育成のための講座を実施したと、そして3番目に、移動支援の従業者養成研修を、3
1年度初めてですけれども実施をして、それぞれ定員を上回る応募がありまして、その中
から実際に世話人として働いたり、移動支援のヘルパーになったりという方が出てきてお
りますので、それなりの成果が得られたということであります。

続いて、9ページです。

介護給付費・訓練等給付費の支給のところ、3-1の生活介護が重点施策になってお
ります。ここはちょっと1点訂正なんですけれども、31年度の実施状況の実利用人数1
76となっておりますけれども、これは下の入所系、通所系を足した数字なので、175
が正しい数字です。訂正させていただきます。

ただ、そこで、特に通所系の生活介護は127人というところで、前年に比べて10人
ほど増えているというところで、これはこのページの3-4就労継続支援のところの動き
とも連動しているかなと思うんですけれども、こちらの就労継続支援のB型のほうの利用
者が275人ということで、これは前年に比べて1人の増員ということで、生活介護、就
労B共に増えてくるのかというと、そういうことではなくて、就労Bから障害が重度化し
たり、法令化によって生活介護のほうへ移行する人が増えているというような傾向が表れ
ているということでもあります。

続いて11ページです。

居住系サービスの中の4-1共同生活援助（グループホーム）、こちらのほうも利用者
の増に伴って、整備をしていかなければいけないということで、重点施策に当てられてお
ります。

こちらについても、知的障害者99人、精神障害者14人ということで、それぞれ13
人の増、精神のほうは2人の増ということで、合わせて15人の増ということで、令和2
年度の目標が109人ということですから、31年度において、既にその目標を上回って
いるような形で利用が増えているということで、こちらについても、今後、次期の計画に
おいても積極的に整備というところを考えていかなきゃいけないというような状況にある
ということでもあります。

少しページが飛びます。16ページです。

こちらは、地域生活支援事業の中の7-4基幹相談支援センターの設置というところに

ついてです。こちら重点施策の2に位置づけられておりますけれども、令和2年、今年度の4月から、地域生活支援拠点の整備ということを目途にして、基幹相談支援センターの設置をするということで、準備を重ねて、プロジェクトチームの中で検討をして、令和2年4月からの設置に向けて準備が進められたということで、一定程度前進があったというような評価になっております。

ページをさらに、かなり飛びますけれども、目標3のライフステージに対応した支援の充実という項目の2に当たる就労の支援、33ページです。

こちらのほう、重点施策の3番目に就労の支援の充実というような項目を挙げております。その中で、2-1の障害者就労支援事業の実施については、一般就労者が31人というふうになっております。これは前年に比べてプラス11人ということで、非常に増えておるといふことです。

それから、ちょっとこの欄で、本来ちょっと文章が切れてしまっているところがあって、申し訳ありません。その下の(参考)で、障害者就労生活支援センター登録者数というのが、その下に実はあって、隠れてしまっていますが、203人ということです。そこも追加でさせていただきたいと思っております。

203人というところで、こちらの登録者数も、前年に比べて34人増ということで、大幅に増えているということで、地域就労に関しては、非常に就労支援センターのほうの頑張りというところも含めて、非常に伸びておるといふような状況があります。

ただ、その下の市内実習、職場体験実習については、新型コロナの影響で、若干年度末にかけて実施ができなかったところもあるということです。

それから、2-3の福祉施設からの一般就労の移行についても、8人ということで、前年より増えているということで、こちらのほうの評価も2から3に上がっていると。そして、2-4の障害者優先調達推進法に基づく調達についても、調達の実績が増えておるといふところで、この評価も2から3に上がっているといふところでもあります。

続いて、その次のページ、34ページで、こちらは、若干新型コロナウイルスの影響というのがありまして、市の市役所のロビーで行っております作品展、そちらを例年7回実施しているんですけれども、6回、1回中止になってしまったというような影響があって、一般就労というところは一方で伸びつつ、市内の作業所の工賃アップとか、そういうところの取組というのは、まだまだ必要だといふところでもあります。

続いて、36ページです。

生涯学習と社会参加の支援というようにところで、少しコロナの影響というところで、イベント事、スポーツ・レクリエーションの活動の充実というところで、中止になったイベントもあり、評価が少し下がっているところがあるといふことであります。

最後、次の目標4の中の、39ページですね、安全・安心なまちづくりというところで、こちらにも新型コロナの影響で、ヘルプカードの取組ですとか、防犯・防災の取組等におい

て、事業が実施できなかったというような状況がございます。

最後に、重点施策に対する評価というのが、一番後ろのページにあります。そちらをご報告させていただきたいと思います。

重点施策が3つございますが、1番目が障害者の権利擁護、理解促進のための施策ということで、評価の欄、障害者差別解消法の施行に伴い、市役所内においては、研修会の実施や音声版資料の作成や手話通訳者の配置、合理的配慮の推進が図られたと。そして、冒頭で申し上げたように、自立支援協議会での取組として、インクルーシブ事業者推進事業の実施ということで、一定程度の障害者理解の促進が進められたと。ただ、一方で成年後見や権利擁護の取組については、さらなる取組を進めていく必要があるというような評価であります。

2番目の重点施策、地域で安心して暮らし続けるための施策、こちらも評価の欄をご覧くださいと思いますけれども、総合福祉センターは～とふるで、生活介護等の日中活動の場や短期入所の整備を行って、サービスのニーズに対応していると。グループホームについても、計画的な整備を行っているということで、さらに、31年2月に、地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針を定めて、31年度においては、地域生活支援拠点等の整備検討プロジェクトチームで具体的な検討を進めて、2年度からの実施に向けた準備が着実に進められたというような評価であります。

次のページ、重点施策3、障害者の経済的自立と就労のための施策、こちらは、先ほど就労のところで申し上げたとおり、一般就労については、目標を上回る就労者数になっているということがありますけれども、一方で、市内における雇用ですとか、障害者就労施設の工賃アップというところの取組というのは、今後、さらにはしていく必要があるというような評価をしております。

以上です。

OB 部会長 ありがとうございます。

結構辛口な自己評価のように思いますが、これまで東大和市がやってきたことの大きなところの評価だったんですが、何かご意見があれば伺います。

OP 委員 Pです。

着実に市内の事業所さんはもちろんのこと、それから関係する市役所におかれても、着実に努力を積み重ねて、着実な成果が31年度、令和元年度、上がってきているのがよく分かりました。

ただ、31年度の実施状況からすると、年度末ですけれども、今年の2月、3月ぐらいから、コロナが大変な猛威を振るって、大変に感染が拡大しないように、例えば生活介護にしる共同生活援助にしても、現場の事業所さんは、大変なご苦勞をされたと思うんですけれども、その現場を支援する市役所として、どんな支援をされたか、ちょっとエピソードを聞かせていただけたらと思います。

○事務局（大法障害福祉課長） 大法です。

今、委員からお話がありましたとおり、本当、様々な苦しい苦境の中で、皆様方はいろんな障害福祉サービス事業所の皆様、運営していただきました。そうした中で、通常の例えば普通なら就労継続支援事業所、そういうところに本来なら通えるようなときに、やはりこういう事情なので通えないということで、とはいっても、やはり支援をしないといけないだろうということで、国のほうから、こういうときに当たっては在宅支援という方法を取って、必要なサービスの提供を継続して下さいというような通知もございました。

また、やはり障害サービス事業支援にお勤めの、逆に今度はお勤めの皆様も、コロナ対策ということもございます。そうしたことで、東京都の施策としても、例えばマスクを調達して、それを事業所の皆様に配付をし、感染防止に努めていただくと。なかなか通所に通われている児童の皆様、障害児、障害者の方、マスクを通常つけ続けるということは難しいことあるかと思いますが、そういった中でも、利用されている皆様もご協力いただいたという話も聞いてございます。皆様、事業所の中で、いろんなうがい、手洗い、そうしたことを率先してやっていただいたということを聞いております。

また、市といたしましても、そうした事業者の皆様に、こういう環境の中で引き続き安定した障害福祉サービスを提供していただくために、1事業当たり20万円ということではございますが、助成金というものを支給させていただきまして、支援をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

OB 部会長 課長、ありがとうございます。

20万円も、事業所、いいんですか。ありがたいことです。

OK 委員 Kです。

この新型コロナの中で、利用者の方も大変不安に思っておりました。特に3月、4月というところですね。そうした中で、事業所としても、まず感染症の対策であったりとか、利用者の方も在宅を希望される方は在宅であったりとか、あとは、どうしても午前中が密になるというのがありまして、通所を午前、午後に、現状も今、分散通所をする形、あと昼食につきましても、一堂でみんなでわいわいと食べるというのは、一つ楽しみではあったところなんですけれども、現状、今、二つに分けまして、ソーシャルディスタンスを取りながらの昼食というのも、継続させていただいています。

利用者の皆さんも、ご苦労いただきながらですが、できる範囲で、皆さん頑張ってホームに通っているところでございます。

OB 部会長 ありがとうございます。

何かご意見は。

OL 委員 Lです。

今、大法課長がおっしゃった1事業所当たり20万円というのは、これは東大和独自の

取組ですか。

○事務局（大法障害福祉課長） はい、そのとおりです。

各市、様々な支援事業をやってございますので、同じような事業をやっている、例えば武蔵村山市さんも、似たような事業をやってございます。また、市によっては、こういうことに使い道を使いなさいと、使い道を決めているところもあったんですけども、うちのほうの市といたしまして、皆様方、事情がいろいろ様々異なるということを鑑みまして、有効に使っていただくために、特に使途、使い道は定めずに助成をさせていただきました。

OB 部会長 あんまりお金持ちじゃないのにね。ありがたいことだと思います。

何かご意見、Qさん、Nさん、ございますか。

OL 委員 いいですか、Lです。

1 ページ目ですけど、この1-1で、小川主事のほうから説明がちょっとあったと思いますけど、自立支援協議会のインクルーシブ事業者、これは非常に有意義な取組でよかったんですけども、2月、3月でコロナが起きて、その総括がどうなったのかなという意見が、私のところには幾つか寄せられているんですけど、その辺はどうなっているか、ちょっと教えてください。

○事務局（小川障害福祉課主事） 小川です。

L 委員おっしゃるとおり、最後の総括をする時期に、ちょうどコロナの感染が広がりました、最後のシンポジウムというのを2月の末に予定していたんですけども、そちらのほうを実施できないという状況になりました。

今年度、生活部会のほうで、そこをどうしようかというような議論もしているところですけども、生活部会の会合そのものが、委員が対面で集まってして、また対外的な活動をしていくというのは、非常に困難な状況だということで、今年度、生活部会においては、コロナが障害のある人たちにどれくらい影響しているのかということの実態を調べようみたいところを、まずそこを取り組んで、その上で、去年あたりのインクルーシブの事業とつなぎ合わせて、その上でコロナという中での新しい生活様式の中での合理的配慮ってどういうことだろうかということ、当面の課題としていこうということを取り組んでいまして、ひとつその総括というところが、また時期を見て検討していきましようという状況になっているということでもあります。

OL 委員 Lですけど、いい取組だったので、ぜひとも総括をお願いしたいなと思っております。

OB 部会長 ほかに何か。

OL 委員 もう一ついいですか、Lです。

ちょっと要望なんですけれども、実績のほうで、件数とかが書いてあるのがありますよね、例えば相談件数とか。できれば、昨年度とか一昨年度の件数も一緒にここに載せてくれると、少し傾向が見えて分かりやすいかなと。単年度だけだと、いいのかどうかよ

く分からないので、そういうような書き方にさせていただけると、流れが見えてありがたいなと思うんですけど。

○事務局（小川障害福祉課主事） はい、今こちらの事務局の説明の中で説明した項目については、なるべく前年度との比較を口頭で申し上げたところなんですけれども、今後の記載方法については、またちょっと検討させていただければというふうに思います。

OL 委員 はい、よろしくお願いします。

OB 部会長 そのほか、幾つか項目を挙げてご説明いただいたんですけども、ございますか。

ご質問、ご意見がなければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

第2次東大和市障害者総合プラン中間案についてであります。

また事務局から、よろしくお願いします。

○事務局（小川障害福祉課主事） 事務局小川です。

週末に分厚い資料をお届けして、本当に申し訳ありませんでした。

前回、第1回目の部会を経て、骨子案から中間案という形でまとめさせていただきました。ほぼ実際の計画に沿った内容になっておるものですので、今日じっくりとご審議いただければというふうに思います。

1ページ開いていただきますと、左側にちょっと注書きが書いてあります。この計画書全体にわたることでありますけれども、表記の問題でありますけれども、本計画では人権をより尊重する観点から、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある児童」というふうに表記をさせていただいておると。このことについては、前計画においても、同様のことを心がけておりましたが、全体的に見るとばらつきがあります。現計画においては、その辺を、この次期計画については、一定程度徹底しようというふうに考えて、まとめております。

ただし、国の法律や東京都の通知においては、「障害者」ですとか「障害児」という表記がされている部分もありますので、それは引用する部分としては、そのまま「障害者」「障害児」というような表記を用いているというようなことで、ご理解いただければというふうに思います。

目次のところをご覧いただきたいと思います。

第1章が総論、第2章が計画の理念と目標、第3章が障害福祉をめぐる東大和市の状況、ページをめくっていただいて、第4章が障害のある人に係る施策の展開ということで、こちらが第5次東大和市障害者計画に当たる部分であります。第5章が数値目標と確保のための方策ということで、ここの部分が第6期の東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画に当たる部分であります。

この4章と5章につきましては、現計画と目標の設定については大きく変えておりませ

んが、構成としては大きく変えておりました、4章と5章とで重複する取組項目がかなりありましたので、そちらの中で重複するものについては、第5章の部分で掲載をするというように形に整理をしております。

そして、最後が、第6章、計画の実施と評価というような構成になっているというところでもあります。

続いて、第1章の総論です。

総論のところは、骨子案のところでご審議いただいておりますので、大きく骨子案から変化をしておるというところについてだけ、ご説明をいたしますが、3ページの第2節の計画策定の背景というところで、②の障害者自立支援法という部分の骨子案には省いてあった部分なんですけれども、今回改めて追加をしております。

障害者自立支援法の施行というのは、この障害者施策の中で非常に大きな転換点であったということで、そこを落とすのはちょっとどうかなということで、入っております。

そして、7ページですけれども、一番下の⑫番の障害のある人の社会参加を支える新たな方の施行ということで、最新の国の施策の動向を付け加えております。障害者による文化芸術の推進に関する法律というものの施行ですとか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法という法律ですけれども、そういうようなものも、今回の流れの中で施行されているということを記載させていただいております。

続いて、第2章の計画の理念と目標ということで、11ページであります。

この計画の理念については、第1回の部会で、様々ご審議いただいております。

今回、平成30年4月の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律、地域包括ケア強化法の中で、障害のある人を含む地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みというような共生社会の理念を、一層推進させるというようなことが打ち出されたということと、それから、この障害福祉計画の国の基本的な指針の中でも、共生社会の実現に向けて、地域のあらゆる市民が支え手と受け手に分かれることなく、共に住みやすいまちをつくっていくというようなことが強調されていることから、今回の理念については、全ての人が共に支え合いながら共生社会を実現するというところを強調するという点で、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共につくろうという、この文言を加えるような形で、共生のまち東大和というような理念としております。

続いて、12ページ、13ページですけれども、この計画の目標、4つの大きな目標については、現計画を踏襲するような形になっております。

重点施策、13ページですね、こちらについては、骨子案の中では、まだお示ししていなかったところなんですけれども、今回、様々な取組項目が出された中で、その中から重点施策を絞ったというような形で、重点施策1、障害者の権利擁護、理解促進のための施策、こちらは現計画を引き継いでいます。といいますのは、アンケート調査などにおいても、一番市に望む施策というところで、この障害者への理解というところが、一番多く挙げら

れているというようなことが、これは前回からの引き続きなんですけれども、ありますので、そこのところは、引き続き重点的にやっていく必要があるだろうというような意味で、この重点施策の1番は、現計画を引き継いでいます。

それから、重点施策の2、地域で安心して暮らし続けるための施策、こちらも、この表題は現計画を引き継いでおります。しかし、その中身の取組項目においては、地域生活支援拠点の整備ということが今年度からされましたので、そのことを軸とした取組というものを重点的にやっていくべきだということで、この○で示した取組項目について、若干今回の計画を反映させたものになっております。

重点施策3については、現計画では就労のことを挙げているんですけれども、もちろん就労について大事ですけれども、今回の先ほど計画の理念と照らし合わせたときに、この地域共生社会実現のための施策という部分を重点的にやっていく必要があるんじゃないかということで、重点施策3のところは、新たな形で設けさせていただいているということです。

それから、次のページの14、15、16ページにわたって、第4章の施策の体系のところを、目標ごとにお示したものであります。

続いて、第3章、障害福祉をめぐる東大和市の状況ということで、こちらのほうも、前回骨子案のところでお示した内容と、大きくは変化はございません。ただ、表記の仕方として、17ページに障害者手帳所持者数の推移という表がありますけれども、これは前回の骨子案では、一番最後、22ページの(6)の支援が必要な子どもたちの後に、この表があったんですけれども、先にこの表があったほうが分かりやすいのではないかとということで、これを一番先に持ってきて、その後、身体、知的、精神、それからその他の障害ということで、難病ですとか支援が必要な子どもというような表記に改めたということです。その後、アンケート調査の結果報告が記載をされております。

第4章です。35ページからになります。

目標1が、自立を支える基盤整備と充実ということで、そこに掲げられております施策の体系のところ、幾つもの取組が記載されております。この表の中で、右側の重点施策というところに印があるものが、重点施策に該当しているという形になっております。

36ページをお開きください。

この第4章のつくりについての説明ですけれども、一つ目の取組として、障害のある人に対する差別の解消及び権利擁護の推進という項目の中の主な取組項目ということで、左から項目、内容、平成31年度の実施状況、そして令和5年度の目標、一番右側が担当課というような形での表記になっております。

これのうち、1-1の障害者差別解消法に基づく取組、1-2の障害者虐待防止対策の実施というものは、重点施策1に該当するというものであります。

なお、右側の37ページに、《参考》他計画における関連項目というような表記があり

ます。こちらについては、他の計画でこの施策に当たるような内容があるものについては、この計画においては、改めて目標設定をするということではなくて、参考という形で表記をさせていただいております。

障害福祉計画というのは、この計画書の第5章に当たります。成年後見制度利用支援事業については、この計画の95ページに記載がありますというようなことになっています。

その下の成年後見制度利用促進基本計画というのは、今、福祉部で5つの計画を同時に策定しておりますけれども、そちらのほうでの計画の中での記載事項で、この取組項目に関連のある内容のものですよというような表記であります。

ページが39ページです。

この一番目の目標に即した三つ目の取組として、関係機関のネットワーク構築というものが 있습니다。そのうち3-2と、次のページの3-3が、新規の取組項目ということで、3-2が地域生活支援拠点の整備・充実ということで、こちらは令和2年度から整備を行いまして、それを順次、充実させていこうというようなことであります。

続きまして、40ページですけれども、3-3、こちらにも新規の取組ということで、こちらは地域生活支援拠点と連動させながら、個別の課題についての連携を図っていこうというようなことで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進検討会議というものを、平成31年度に発足をさせました。こちらの方も、精神障害の方の地域での生活の支援の体制づくりというところを目指して、関係機関で協議を進めていこうというものであります。こちらにも重点施策に位置づけられております。

続いて、41ページから、目標2ですね。自立を支えるサービスの充実ということで、この目標2に係る取組項目が最も多いものになっております。そちらのほう、42ページから、具体的には記載になっておりますけれども、まず一番目に、サービス利用支援というところで、取組をまとめさせていただいております。

その中で、右側の43ページのところで、1-6については、これは現行の計画でも載せておりますが、さらに重点施策として取り組んでいこうということでもあります。

そして、1-7、1-8が新規の項目で、障害福祉関係職員の研修参加の促進ということで、現状でも障害福祉課の職員は、社会福祉主事の任用資格の講習ですとか、それから障害支援区分の認定調査員の研修等には出席をしております。さらに、各種専門研修等に積極的に参加をして、市の行政の職員の資質向上を図っていく必要があるということで、新規の取組項目として挙げております。

それから、相談支援事業所の整備、相談支援の質の向上ということで、障害福祉サービスを利用する方が非常に増えている中で、相談支援、計画作成、そちらのほうになかなか十分にできていないというようなところもありますので、相談支援事業所の整備と、それから相談支援専門員の質の向上というようなところも取り組んでいくということでもあります。

44ページからが、障害者総合支援法に基づく給付費の支給ということで、こちらは障害福祉計画と重複する部分がほとんどになるので、詳細は第5章のほうに譲っております。

3番目が日常生活の支援ということで、障害者総合支援法に規定されている支援以外の様々な支援を載せたものであります。

その中で、46ページ、3-7、3-8が新規の項目となっております。こちらは、先ほど来ご説明の中で出てきている地域生活支援協定の中の一環の事業として、重点的にやっていく必要があるということで、障害のある方が、親の介護をされている方の急病とかで、在宅での擁護が困難になった場合、あるいは独り暮らしの障害者の方が、急激な環境の変化等で在宅生活が困難になった場合、施設への一時保護、あるいは施設でということだけでなく、本人宅等へ支援者が駆けつけるみたいな、そういう支援を検討していこうということで、今、拠点のプロジェクトの中で検討を進めて、次年度以降の事業化を目指しているというようなところなんです。

それから、自立体験事業ということで、こちらも障害のある方が地域で長く暮らし続けられるようにということで、グループホームや独り暮らしの体験ができる場をつくっていこうということで、取組をこの拠点の中で進めておりますので、こちらも事業化を目指して検討をしていこうということでもあります。

4番目が、47ページから、情報・コミュニケーションの支援ということでもあります。

こちらについては、視覚障害、聴覚障害のみならず、様々なコミュニケーションに困難を感じている方について支援をしていこうということで、この前文のところ、ちょっと障害者基本法の理念を引いております。「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」ということを受けて、情報取得やコミュニケーションが困難な人に対して、社会生活を営むための環境整備や障害特性に応じた配慮や支援をしていこうというものであります。

ここに4つほど取組が挙げられておりますけれども、ただちょっとここに記載していないもので、今日、委員の皆様にご議論いただければなという点があるんですけども、昨年、市議会のほうへ、手話言語条例の制定についてということで、陳情がありました。それについては、当市議会においては、全会一致で採択ということになりまして、そういう中で、手話言語条例というのは、聴覚障害の方のこの前文で入れているところの社会生活を営むための環境整備というような部分を主たる内容とするものでありますので、そういうようなところを、陳情においては手話言語ということでもありますけれども、聴覚障害のみならず、様々な情報の取得や利用が困難な方に対して、支援をしていくような取組というのが必要ではないかというふうにも考えておりますので、ちょっとその辺は、後ほどご意見を頂ければというふうにも考えております。

続いて、48ページが、5として移動・外出のための支援を取りまとめたものであります。

す。

49ページが、6、医療費助成、補装具費の給付ということで、医療関係の様々な施策を載せたものであります。

52ページ、53ページが、経済的な支援というところで、手当等の支給というものであります。

54ページから、目標3、ライフステージに対応した支援の充実ということで、障害のある方のライフステージに応じて、様々な支援が幅広く必要だということで、55ページから、1、障害のある子どもへの支援ということになります。そのうち、56ページの1-6が、新規の取組となっております。

障害のある児童・生徒の学習の介助ということで、これまでの取組項目は、特別支援教育ですとか特別支援学校というような、特別支援というところで取組を載せているんですけども、インクルーシブというような考え方の中で、障害のある方が一般のクラスで共に学ぶというような場合も含めて、学習の支援が必要ではないかというようなことを、ここで取組として取り上げさせていただいているということです。

それから57ページの1-10、医療的ケア児の支援体制の整備ということで、これは障害児福祉計画の中でも取組が求められているということで、ここで記載をさせていただいております。医療的ケア児というのが、主には重症心身障害児の方で、医療的ケアが必要な方という方がいらっしゃいます。それらの方は、おおむね障害福祉課でも把握は可能なんですけれども、そうでない身体的にはそれほど大きな障害がないけれども、医療的ケアが必要な方というお子さんが近年増えているというようなことも踏まえて、この医療的ケア児の支援体制というものを整えていこうということを掲げております。

それから2番目、58ページから就労の支援ということで、59ページの2-7、2-8、こちらは新規の取組です。2-7においては、市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進ということで、国のほうで農福連携というものを強く押し進めております。東大和市の場合、農業といっても、都市近郊農業というような状況なんで、地方とはまたちょっと状況的には異なるだけけれども、やはり人手不足だとか後継者不足というようなところは、大きな課題としてあるということで、そこに何かうまく障害のある方の就労というところと連携づけてやっていけたらなということを、今回改めて目標の中に一つ掲げさせていただいているということです。

2-8が、これは市役所の障害者雇用というところで、障害者雇用促進法が改正をされまして、また来年度も雇用率を上げるということになっております。それは、民間企業のみならず、自治体にも求められていることですので、そののところに合わせて、障害者活躍推進計画というのを各自治体でつくらなければいけないということも求められているので、ここは一つ取組の中に加えてやっていこうというところでもあります。

60ページから、3、生涯学習と社会参加の支援というところであります。

続いて、目標4が62ページからです。共生社会実現を目指した地域づくりと。今回、この計画の大きなキーワードが共生社会ということなので、このところの取組項目については、重点施策に該当する施策が多くなっております。

まず一番目、障害のある人の理解の推進というところは、1-1障害者週間の取組、それから1-2障害のある人の理解、啓発の活動、この2点は重点施策となっております。

続いて、64ページですね。

共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成という取組項目を設けて、この中に幾つか新規の取組を含めて、重点施策とさせていただきます。

2-2の高齢者ほっと支援センターとの連携と、2-3の生活困窮者自立支援事業との連携というところで、従前、障害の関係者、関係機関のネットワークというのは、かなり自立支援協議会等を通じて形づくられていますけれども、それをさらに越えて、高齢の施策と、特にほっと支援センターというのは、市においては地域配置をされておりますので、そういうところと連携しながら、障害のある方の支援をしていくと。

それから、生活困窮者自立支援事業というのは、生活保護に陥る手前で何とか見つけてあげて受け止めようということで、市においては、「そえる」という支援機関を設けています。くらし・しごと応援センターそえるというものですけれども、そこと連携しながら、障害のある人の支援を進めていこうということを、新規に掲げたものであります。

65ページが安全・安心なまちづくりというところで、これのうちの66ページにあります防犯・防災のための自助や共助の取組というものは重点施策、こちらも共生社会というところと関連づけて、市内のいろいろな方たちに、見守り等の取組をしていただくというようなところであります。

第5章、数値目標と確保のための方策であります。

67ページから、国において障害福祉計画・障害児福祉計画の策定を求める中で、成果目標と活動指標を、それぞれの自治体においてしなさいということで、国の基本的な指針と東京都の基本的な考え方を踏まえて、市の目標設定をしてくださいということになっております。

この中で、大きく分けて7つの項目について、まず成果目標を立てなさいということになっております。

一番目が、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、国においては、施設入所者の数を、令和元年度末時点の6%以上が地域生活に移行すると、それから、令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減するということは、国の基本的な指針であります。

これについての東京都の考え方、東京都でのこの計画策定の業務が、コロナの関係もあって、非常に遅れております。ようやく先だって、第2回の専門部会というのが開かれて、そこで示されたことを少し記載をしておりますが、国に準じるような方向が出るのかなと

いうところ です。

それを受けて、市の目標設定というのが、68ページにあります。

ここにおいては、地域移行者数については、国が6%としたところを、市においては6.1%、3人ということで設定をしようということです。

施設入所者数については、前回の会議でもご説明をしたところですが、なかなかこの目標値を達成するというのは難しい状況にあります。そういう中で、国が1.6%というところですので、市においては2%ということで、48人に1人削減というような目標を立てようということでもあります。施設から退所する方もいる一方、新たに利用する方も増えているという状況の中で、少しでも削減する方向で考えたいということでもあります。

(2)の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、この数値目標については、東京都においては、市で設定するのではなくて、都道府県単位で設定するというようになっておるので、市の数値目標は設けておりません。

69ページですが、ただし、先ほど申し上げた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議というものを設置しましたので、そこで国、東京都で設定する目標値の達成を目指すというものであります。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実ということで、こちらのほうは、国の基本的な指針では、各市町村ないしは各圏域に一つ以上の拠点を確保しつつ、ここからが新しい目標なんですけれども、年1回以上、運用状況を検証及び検討をすることということです。

東大和市においては、令和2年度から整備を行いましたので、そういう意味では、確保という部分は、達成をしておるところですが、今後、さらに、順次、機能の充実を図るとともに、地域生活支援拠点連絡会議というものを設けて、地域の関係機関との連携を強めるということと、この事業の進行管理等を行っていくということでもあります。

70ページです。

福祉施設から一般就労への移行等ということで、こちらのほうは、国において、1.27倍、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上にするということと併せて、各事業ごとに目標数値が今回定められたということです。

それから2点目が、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着に係る目標値を設定するというので、就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用することと、そして就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とするというような目標です。

市においては、福祉施設からの一般就労移行者というのが、元年度においては8人いたということですので、その1.38倍として、11人というような目標を設定をしようということでもあります。

そして、就労定着支援の利用率については、この11人の中の7割以上ということで、

8人というような目標設定です。

3番目の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合という点については、現在、市内に就労定着支援事業所がないので、ちょっとここは実績も見込みも見込めないのではないかと。その就労定着支援事業所については、一方で就労支援センターという事業を、東京都においては各市町村で必ず就労支援センターを1か所設けて、就労支援に取り組みということになっているので、なかなかこの国の給付による就労定着支援というものを利用する人というのも、まだまだ少ない。事業所としても、市内でそういう事業所が見込めるといって、ちょっとどうかなという意味で、ゼロというふうになっています。

5番目に、障害児支援の提供体制の整備ということで、大きく3つの目標が掲げられていますけれども、一つは児童発達支援センターの設置ということで、各市町村に1か所以上。それから2番目に、重症心身障害の児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスの事業所の確保、これも各市町村に1か所以上。それから、医療的ケアの問題で、それに関する協議の場の設置とコーディネーターの配置ということが、国のほうの目標で定められております。

これについては、次の72ページですね。

児童発達支援、保育所等訪問支援については、やまとあけぼの学園の老朽化に係るのみり福祉園跡地の活用などにより、児童発達支援センターへの移行の検討を進めるということです。

重症心身障害児を支援する児童発達支援放課後等デイサービスについては、1か所以上、市内での確保に努めると。それから、協議の場、それからコーディネーターの配置については、なかなか市内でこの医療的ケア児というものの実態自体がつかめていないということもありますので、今後、検討をしていくというような内容になっております。

6番の相談支援体制の充実と、それから7番の障害福祉サービスの質を向上させるための取組の体制の構築というのは、今回の計画で新たに設けられた成果指標になっております。なので、何を目標にすればいいのかというのは、ひとつあまり明確に国の基本指針でもなっていないというような印象を受けておりますので、市としましては、それぞれ現状と照らし合わせて、目標設定をしております。

相談支援に関しては、先ほど地域生活支援拠点のところでも申し上げた基幹相談支援センターというのが重要な役割を占めるであろうということで、そこでの総合的な専門的な相談支援体制の実施ということと、相談支援事業所と相談支援専門員の充足というようなところを大きな目標にしていこうということでもあります。

7については、職員の資質向上ということを、先ほどの第4章での取組項目にも掲げさせていただいて、取り組んでいこうということが主なところです。

続いて、第2節ですね。74ページから。

先ほどの7つの成果指標に対して、具体的な活動指標ということで、具体的な数値で示

すというようなものであります。

ここで表の説明をいたしますけれども、まず、平成30年度、31年度の実績値であります。令和2年度については、現計画での見込み値ということで、今回の令和3年度から5年度の3か年については、今後の見込みを、改めてこの計画で立てるというものです。

ですから、居宅介護のところちょっと説明をすると、その居宅介護の利用者数が30年度163、31年度161、令和2年度、これは目標値ですけれども、175ということなので、現状と見比べて、今後の計画期間における見込みを180人、190人、200人というふうにしているということです。

次の重度訪問介護のところのほうが、ちょっと分かりやすいかなと思うんですけれども、現在の計画の見込みでは令和2年度に18人、5、200時間ということでしたけれども、現状ではそこまで到達していないので、令和3年度以降の目標値というのは、この令和2年度の見込みよりも下回るような形での見込みを立てているというところであります。

76ページ、日中活動系サービス。

生活介護、こちらのところは、31年度の実績報告でも申し上げましたが、平成31年度の合計のところは、176を175に訂正させていただきます。その上で、令和2年度見込みというのは、通所系と入所系を合わせて156ということですが、これをかなり大きく上回ってしまっているんで、令和3年度以降については、さらに今後も障害の重度化、高齢化というのが進む中で、必要数というのは増えていくのかなというような見込みを持っております。

このページの一番下の見込み量確保のための方策ということで、通所系の③、④のところ、生活介護に関しては、は～とふるを開設したときに、定員をかなり増やしましたけれども、次期の計画期間中には、それを上回ってしまうのではないかなというような見込みもあるので、市内の事業所の整備の検討が必要だというような表記をさせていただいております。

それから、④です。最重度の重症心身障害のある児童の受入れが可能な施設というのが、大きな課題になります。という意味で、市内の事業所整備の検討を進めていく必要があるというところを、改めて記載をさせていただいております。

78ページですね。

就労継続支援については、先ほど申し上げたとおり、障害の重度化というのもありまして、現状では令和2年度の見込み数値を下回るような利用人数でありますので、今後も大きく伸びるというふうには想定はしがたいというところでもあります。

続いて、少し飛びますが、81ページです。

居住系サービスの共同生活援助（グループホーム）については、こちらの実績のところでも申し上げていますが、令和2年度見込みを上回る利用者数になっているということで、それに従った見込み数となっております。そういう中で、今後の見込み量確保のた

めの方策として、市内での整備を進めるために、市内法人による施設設置の支援を、今後とも続けていくというようなことを方策として述べているところであります。

続いて、82ページ、施設入所支援、こちらについては、逆に減らそうという先ほどの計画に沿って、49人から48人というふうなところに目標値を定めているということです。

83ページの地域生活支援拠点等については、今後、年に1回、地域の関係機関による連絡会議を開催し、運用状況の検証や検討を進めていくということにしております。

85ページからが、障害児支援の見込み量と確保のための方策というところで、86ページの放課後等デイサービスについても、見込み量が令和2年度120人となっているところが、現在、31年度で134ということで、大幅に上回っているところなので、今後その傾向というのは少し続くのではないかとということで、今後の見込み数値を設けて、その上で、市内での事業所の整備等をお願いしていくということでもあります。

89ページが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、先ほど申し上げた協議の場を、今後も継続して実施をしていくという目標であります。

少し飛びますけれども、第7節、地域生活支援事業の実施に関する事項ということで、この地域生活支援事業というのは、障害者総合支援法に規定された市町村が実施主体になって行う事業ということであります。そのうち、(1)番の理解促進研修・啓発事業については、重点施策の1に位置づけられているということです。

それから、94、95ページですけれども、相談支援事業のうち、②基幹相談支援センター等機能強化事業、それから95ページ、(4)の成年後見制度利用支援事業が重点施策の1に位置づけられているということです。

少し飛びまして、最後の章です。第6章、計画の実施と評価ということで、ちょっとこれ、ページが102ページ、103ページがつながっているので、この103ページの前に、次のページの第6章計画の実施と評価というのが、この表紙としてくるので、ちょっとここ、ページの入り繰りがありまして、申し訳ありません。

103ページのところに、障害のある人の地域生活支援の仕組みということで、こちらのほうで今後の仕組みについて書いておりますけれども、中段あたりに、令和2年度から整備を開始した地域生活支援拠点ういずねっとiにおいて、基幹相談支援センターを位置づけて、拠点の5つの機能がそこに書いてありますけれども、その充実を図っていくということと、併せて個別の課題、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムですとか、医療的ケア児の関係機関の協議の場についても、検討を進めていくということで、このことを表したのが、次の最後のページ、104ページの図です。

ここに、真ん中に障害のある人というのが、どういう形で支援機関が取り巻いているかというような図で、まず基幹相談支援センターである市、は〜とふる、ウエルカムと、この3つが基幹相談支援センター。それで、その周りを基幹相談支援センターを中心とした

地域生活支援拠点ということで、自立支援協議会、相談支援事業所等が核となると。さらに、その周りの枠で、障害福祉サービス等事業所が、それぞれの役割を担いながら支援をしていく。さらに、その外に地域の様々な関係機関というところとの連携も強めていこうというものが、この図であります。

説明が長くなって申し訳ありません。以上です。

OB 部会長 盛りだくさんの説明があつて、質疑をちょっとここでしなければいけないんですが、それぞれご専門のところの話が少しあったので、そういうところからでもいいんですが、何か。

OP 委員 じゃ、順番でいいですか。

P です。

いろんなところに最も重い障害をお持ちの市民の方々の支援に対する問題意識、市内に支援の拠点をつくっていかねばいけない、医療型のショートステイの需要や、それから医療的ケア児の対応も必要だ、それから特別支援学校から帰ってこられた後の放課後等のデイサービス等の市内の拠点づくりが必要だというふうに、大変頼もしく、問題意識を含めて書き込んでいただいているので、大変ありがたいと思っております。

私どもの施設の例えばですけれども、そこで活躍、活動される職員の方々への支援等、それからドクターや看護職員もおりますので、バックアップ等精一杯させていただく体制はありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最重度の障害ではなくても、視覚障害と聴覚障害が重複した大変重いわゆる盲聾の方々が、同じくたくさんおられるわけですから、そこに関しても問題意識を持って、市としてガッキョクしていこうという決意が読み取れましたので、大変心強く思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

OK 委員 K です。

先日、しっかり読まさせていただきました、今の現状に即した形で数値目標も入っているのではないかなという印象を持ちました。

4点ほど質問といいますか、意見を述べさせていただきたいと思いますが、35ページのところで、障害者差別解消法に基づく取組ということで、東大和市の中で27の部署のほうで、いろいろと障害の方に対する配慮の取組とかをされていらっしゃるということで、資料でも拝見いたしました。

ただ、比較的どちらかというところとハード的な側面の整備であったりとか、そういうところが多いのかなと思ひまして、例えば知的障害の方とか精神の障害をお持ちの方に対する合理的配慮というところについては、なかなか目に見えた形での難しい部分はおありなんじゃないかなと思ひますが、例えばコミュニケーションが難しい方であれば、場所を静かな環境で話ができるようなところをつくるだとか、そのような形の配慮みたいなのところも考

えていただけるといいのかなと思いました。

二つ目が、63ページのところなんですけど、障害者週間の周知及び取組であったりとか、障害のある方の理解のための啓発活動というところは、大変重要かと思います。このところ、新型コロナの影響もありまして、職場とか学校での鬱病だったりとか、精神の疾患等にかかる方も増えているというところがございます。そうした中で、企業様とか、あとは学校とかのレベルでも、メンタルヘルスの重要性といいますか、そういうところの周知の取組みたいなものも考えていかれるといいのかなと思いました。

続きまして、69ページのところなんですけれども、市内で、この真ん中辺のところに、精神の医療機関への入院患者数ということで、平成30年度のところだと、トータルで114名前後ぐらいの方が、恐らく他市の病院に入院をされていらっしゃる、そのうちやっぱり1年以上の長期の方が約半数いらっしゃるというところで、目標としては東京都の設定がされるというところなんですけれども、今年度から精神障害にも対応しました地域包括ケアシステムの整備というところもありましたので、そこも踏まえて、何とか少しずつでも退院できる方に対するアプローチといいますか、退院促進というところにも力を入れていただけるといいのかなと思います。

退院する場所といいますが、なかなかご家庭に戻るケースは難しいというところもあるかと思うので、グループホームの整備とか、その辺、数値として載らせていただいておりますが、グループホームであったりとか、あとは民間住居に入居するに当たっての保証人の問題とか、いろいろございますので、その辺の住居の借りるというところでの支援事業とか、その辺も力を入れていただけるといいのではないかなと思います。

すみません、最後にもう一点なんですけど、71ページなんですけど、70、71ですね。

福祉施設から一般就労への移行というところで、今、現状、市内に福祉施設もいろいろ数あるところなので、なかなかは～とふるさんを除きますと、小さいところが多いです。そうした中で、なかなか一般就労に出していくというのは、現状難しいかなと、日頃の支援をしている中では感じているところなんですけど、そうした中でも、8名、昨年度、一般就労に就くことができたという方がいらっしゃるの、素晴らしいことだなと感じました。

そうした中で、なかなか就労定着支援という事業が市内では難しいかと思うので、現状の区市町村の障害者就労支援センターを中心とした支援というところは、引き続き伸ばしていただければいいのかなと思います。31人就労者を出されたというところで、3年度の目標として40人というところも、非常に妥当なのではないかなと思いました。

以上でございます。

OB 部会長 ありがとうございます。

今のあたり、事務局から何か。

○事務局（内野障害福祉課係長） 今お話のありました4点のうち、一番最初にお話しの36ページの障害者差別解消法に基づく取組ということで、ハードの整備というのは進ん

でいらっしゃるということで、一応のご評価を頂いたというところであります。

また、知的障害であるとか精神障害者への合理的配慮についても、しっかり取り組んでいただきたいというお話だったというふうに思いますが、その中にあります職員向け研修会の4回実施ということで、そういうところでも、職員に対しては周知をさせていただいております。ただ、去年はそうのようにさせていただいて、今年度、コロナウイルスで全くできておりませんで、ただ、先だってもそうだったんですけども、でき得ることというのは、やはり資料を配って、それを今啓発するというのが、正直、庁内あとは世俗のトレンドというか、になっております。できることは、今のところやらせていただいております。ただ、やはりもうちょっとしっかりやってほしいということでは、なかなかうまく事業者の皆さんにも浸透していった部分もあろうかなという反省もございますので、今後とも引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最後のご質問が70ページ、71ページにかけて、就労のところですね。一般就労における定着支援をしっかりやってほしいというようにお話でございました。去年が11人かな、一般就労が10人ぐらい増えておりまして、私もは～とふるを中心に、しっかり取組をやっているんだなというふうに驚いたところではあります。

この就労定着支援というのが、こういった方が増えていけばいくほど、重きを置いていかなければならないというところでもあります。短い期間で離職をしてしまうというのは、やはりスキルの蓄積にもなかなかつなげていかないところでもありますので、現状、すごく短いスパンでお辞めになってしまう方も、中にはいらっしゃいますし、これが増えれば増えるほど、定着支援をやっていかなければいけない方も増えておりますので、は～とふるとしても、これは課題というふうに認識しています。ということで、我々と一緒に共通認識を持っておりますので、今後しっかりと実施していきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○事務局（小川障害福祉課主事） ありがとうございます。

じゃ、2番、3番のところについては、63ページの障害者理解の促進というところについて、これまで庁内ですとか一般市民向けというようにところで取組がされてきているんですけども、L委員のご指摘のあったインクルーシブ推進事業というようにところで、民間の事業所向けの取組も始めてきているところなので、そういうところでの取組ですとか、学校というようにご指摘もありましたので、それも視野に入れた取組というところは、進めていけたらなというふうに思います。

それから、3番目の精神障害者の入院とその退院促進のアプローチというところ、本当にこのところで協議体を設けて、議論を進めていくというところが大事なかなというふうに考えています。ご指摘の事業の住宅の入居支援というところは、正直、手つかずのところでもありますので、その協議の場をきっかけに、そういうところも少し進めていき

いというふうには考えているところです。

OB 部会長 ありがとうございます。

ちょっと私から幾つか感想と質問を。

56ページのインクルーシブ教育と医療的ケア児の支援体制の整備というのは、いいぞって、ちょっと思いました。これは新規の取組になっていますけど、ちょっと進めていただきたいなというふうに、子どもの頃から、そういう教育をしていただいて、東大和を支えていただきたいなと思います。

あと59ページの農福連携なんていうことも、やるな、東大和とちょっと思いましたけれども、ぜひ、農協と組んで、こういうことをやっていただくと、障害者の人たちの就労の場が増えていくのではないかなと思いました。

あと、市役所で障害者を雇用するというのも言っていたので、市役所の中で障害者の方が働く場が増えていくといいなというふうに思いました、ちょっと感想なんです。

あと、宿題として、47ページの手話言語のことをちょっとご審議いただきたいということ、手話言語条例でしたっけ、それとこの96ページのコミュニケーションのところとの兼ね合いみたいなのを、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っています。コミュニケーション支援事業、ここと手話言語条例とは関わりというのはないんですか。関わりというか、手話言語条例をやっつてねというご意見があったんですね。それと、この96ページのコミュニケーション支援事業というのは、関係ないですか。

O いや、関係は大いにあります。

OB 部会長 この辺をちょっとお願いしておいて、とてもいいご意見があつて、市として取り組まれようというふうに思っているということでしたので、いいなと思いましたので、ちょっとこの辺のご説明をお願いしたいと思います。

O事務局（大法障害福祉課長） 大法です。

今、B部会長からお話を頂戴いたしました。

先ほど来、小川のほうで説明させていただきましたとおり、47ページの上のほうの上段というところの説明のところ、昨年の3月の市議会で陳情における採択ということを受けまして、こうした取組や検討が市としても必要だろうというところで、こちらのほうを明記をさせていただきました。言語が手話を含むというところで、そこは様々なコミュニケーションがあるだろうというところで、そういうようなちょっと大枠的な書き方をさせていただいております。こちらが、新たな取組として、市においても必要であろうと。

実は全国的に見ますと、こうしたコミュニケーション支援の取組ということは、やっている自治体も、かなり、少しずつ多くなってございます。

その96ページというところで、それにひも付けされていると言いましてはあれですけども、この第5章というのが、いわゆる国のそれぞれの法に基づくサービス、それから

地域生活支援事業、その今後の目標設定というところでございます。

具体的にこの手話言語条例云々、これをつくりなさいというような目標を立てなさいということで、国で推し進めている国の基本的な指針というところに含まれているものではないでございますが、当然、今後、市として47ページでそうしたコミュニケーションについて困難がある方に対する支援の取組が進めば、自ずとこの96ページ、こうしたことのコミュニケーションの支援事業というものを実績として今後計画の見込みを立てておりますけれども、そういった目標値にもついていくのではないかと、その一助にできればなどというふうに考えております。

以上でございます。

OB 部会長 ありがとうございます。

L 委員、何か、このコミュニケーションについて、ご意見は。

OL 委員 意見ですか。

OB 部会長 そのほかでも結構なんです。

OL 委員 ちょっとコミュニケーションの前に、ちょっと私は確認したいことがあるんですけれども、目標の2の2、総合支援法に基づくやつですけれども、例えば15ページとか、41ページ、具体的には44ページですけれども、これ、具体的な内容が、この後、展開されて書かれるんですよ。それともこのまま。

○事務局（小川障害福祉課主事） はい、いいですか。

その44ページのところで、総合支援法に基づく給付の支給ということで、そこはまるっきり参考というような書きぶりになっているんですね。それについては、例えば訪問系サービスについては、矢印で「p. 74」となっておりますので、具体的な目標設定については、74ページを参照してくださいというような作りです。

74ページにおいて、それぞれ居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援について、数値目標をここで掲げていると。そのための見込み量確保のための方策を、75ページのところで述べているというような作りになっているので、今のところ44ページで、これ以上書き込むということは想定していないと。

ちょっとここだけ見ると、まるまる都の計画のほうに譲られちゃっているんで、何も取組まないのかというふうに捉えられがちですけれども、この計画書として、ここの項目については、第5章の記載に委ねるというふうな作りになっているということです。

前計画では、ここの部分がまるっきり重複しているような形で、4章と5章で載っているんで、そこの整理を全体的にしたということです。

OL 委員 だけど、昔のあれに慣れているせいか、ちょっと分かりにくかったんですよ。

OB 部会長 ほかに何か、確認したいこととかございますか。

OL 委員 できれば、一覧表を載せていただけると、ありがたいなという気はするんですけれども、総合支援法のサービスを。

○事務局（小川障害福祉課主事） なるべく重複を避けるという意味で、今回こういう形にさせていただいておるところなので、これを直すとなると、また現行の計画に近い書きぶりになるのかなんていうふうには思っておるところです。

OB 部会長 いかがですか。

OL 委員 例えばこれですと、総合支援法で例えば同行援護がありますよと、それから地域生活支援事業として移動支援がありますよとあってありますよね。その辺が、どういうサービスがあるかというのが、すごく捉えにくいので、普通の人は、これ、一般人の市民が利用しようとするときに、こういうサービスが提供されますよというのが、何か把握しにくいみたいだと思うんですけども。

細かい中身はともかく、サービスの一覧だけでも、何か載っけてほしいなというのは、ちょっと私の思いとしてはあります。

OQ 委員 よろしいですか。別件でいいですか。

言葉の問題で、例えば89ページの「精神障害にも対応した」というのは、なぜわざわざ「も」をつけているのかなと、初歩的なことだけれども。地域包括ケアシステムでは、まだまだ精神障害に対して構築できていないというふうにもとられるんですけども、例えば「も」を入れたか入れないか、例えばアメリカ では、黒人にも権利を与えられたとか、案外そういうことというのは問題になるんですよ、人種差別で。

何でわざわざ「も」というのがついているのかなって、引っかかるんですけども。精神障害に対応したでいけないのか、それでいいんじゃないかと思うんですけども、どうなんですか。

○事務局（大法障害福祉課長） Q委員のご意見、頂戴いたしました。

正直、この言葉、このフレーズ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、これは国の施策の中で位置づけられたネーミングそのままなんです。なので、恐らくどこの自治体によりましても、今確かに委員のおっしゃるような見方というものは、当然あるかもしれませんが、このワンフレーズ、これが固定された言葉として、一応国が……

OQ 委員 しょうがないんですか。

○事務局（大法障害福祉課長） はい、一応、下ろされてきて、当市におきましても、この「にも」ということで対応しているところでございます。

OQ 委員 これまでのケアシステムは何だったのかなという、このところは非常に大事なところなんじゃないのかなと思うんですけども、それはそれで、そんなものなんですか。

○事務局（小川障害福祉課主事） 国のほうの表記がそういうふうになっているので、ここを市が勝手に変えるというのは、非常にしがたいところなんです。この「にも」という言葉に込められた国の思いというのが、一方で介護の分野で地域包括ケアシステムというようなことが既にいろんな議論されておるんですよ。そういう意味で、精神障害にも同様の考え方を適用して、システムを構築していきましようというのが、国のこの呼び掛け

なので。

○Q 委員 遅ればせながらという感じ。

○事務局（小川障害福祉課主事） ええ、それをそのまま受け取るということではなくて、精神障害に対応したというような意味合いで、わざとこういう「にも」というふうにつけているしか思えないんですね。

私も正直、ちょっと違和感を感じますが、国はここはどうしても「も」を入れたいと。

○Q 委員 入れたいわけですか。

○事務局（小川障害福祉課主事） はい。なので、ちょっとここのところは勝手に市が外すというわけにいかないというのが、正直なところですね。

○Q 委員 精神障害に対応したというほうが、すごくすっきりしていると思うんですよね、そういう思いがあったとしても。新たにそういうのを付け加えていきましようということ、そう思うんですけれども、何で「も」をわざわざつけたのかなと思って。

やむを得ないということであれば、それは分かりました。

○OB 部長 そのほか、何かご意見があれば。

○OL 委員 Lです。

先ほどコミュニケーションの話が出ていて、手話言語を条例化するという動きは、私としてはいいことだなとは思っております。ただ、ちょっと視覚障害の立場から、コミュニケーションということで、ちょっとこういうのはどうかなというのがあるんですけれども、例えばここに聴覚障害の方がいたら、必ず手話通訳の方がいますよね。それと同じような感覚で、視覚障害の人間がいたら、例えば隣でちょっと読んでくれるとか、メモってくれるとか、そういう人の同席が認められるというか、準備してくれると、非常にありがたいなというのがあるんです、コミュニケーションの問題として。

そういう意思疎通代筆サービスは、地域生活支援事業としてあるんですけれども、そういう一環として、そういうことができるかどうかとか、あるいはできるようにしていったほしいなというのが、一つ要望としてあります。

○事務局（小川障害福祉課主事） 小川です。

まさしくそういうことで、情報・コミュニケーション支援という部分では、様々な障害のある方、聴覚のみならず視覚障害の方、あるいは言語障害があつて、なかなか意思疎通が困難、そういう方を含めた社会生活をしていくための環境の整備というところを、広く捉えながら考えていく必要があるだろうというふうには考えておるところです。

手話言語条例の中に、趣旨としては、そういう聞こえない方たち、ここでは手話言語条例の中では、手話を言語とする人たちが社会生活が営みやすくなるような環境の整備ということを中心にして、条例を制定ということなんですけれども、その趣旨からすると、そういう情報やコミュニケーションが困難な方たちの社会生活を営むための環境整備というのを、幅広く考えていく必要があるかなというふうには考えているところです。

○事務局（大法障害福祉課長） 大法です。

私も今、L 委員のお言葉を、ご意見を頂きまして、L 委員は視覚障害というお立場から、いろいろご意見を頂戴しております。ここに書いてございますとおり、手話、あるいはコミュニケーションが困難な方というものは、言語障害であったり、視覚障害の方、聴覚障害の方、様々おられるのではないかというふうに思っております。そうしたものを広く捉えながら、また、条例化に進むということであれば、また改めて当事者の皆様の意見を聞く場、決して机上の空論にはならないような、そういうものを何かつくり上げていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○OB 部会長 何か今のご意見にあれば。あるいは、ほかのことでも構わないんですけども。

そうすると、あれですか、例えばこういうところの角っこに、スピーカーじゃなくて、何でしたっけ、あれは。

○事務局（小川障害福祉課主事） そうです、音声コード。

○OB 部会長 をつけるとかという。

○事務局（小川障害福祉課主事） そういうことも含めてということだと思います。

○OB 部会長 何かそういう工夫があると、見えない人も聞こえない人も。

○事務局（小川障害福祉課主事） 一応、今回の計画書の仕様では、概要版というのを併せてつくりますけれども、そこにこの音声コードを入れるということの仕様になっています。

○OB 部会長 そのほか、何か全体のことで、N 委員、何かありますか。

○ON 委員 この半年間くらいで感じたことでは、皆様のご意見なんか伺いながら感じたことの一つに、私が日常的にやっているボランティア活動は、高齢者の安全確認が主なんですけれども、それがこの半年間、いわゆる 3密を避けるという意味合いで、訪問をしていないんですね。ですが、電話で安全確認はしていますけれども、やはり電話だと、はい、特にありません、元気ですぐらいで終わってしまう。いろんな例えばこういう施設担当の皆さんは、コロナはどうか言っていない、日常的にそういうお仕事をされているわけですから、ボランティアという立場でも、もっとやりようがあるんじゃないかと。私たちが自分自身でやめたわけではないんです。やっぱりそういう、私たちは主に社会福祉協議会によって行動しているわけなんですけれども、避けてくださいということなので、避けているんですが、本当にこれでいいのかなと思いつつ、または、いつまで続くのかなという思いがありまして、その辺、例えば今回のこの審議会でも提示されています共生社会、そういうものが、これは世界的にそうかもしれないけれども、崩れていってしまう、崩れちゃっているというわけではないけれども、せつかくそういう方向に市民が努力しているにもかかわらず、コロナということによって、それがもろくも、私の感じですけども、

ということもありますので、じゃ、どうするかということ、ちょっと二、三か月思いましたけれども、やっぱり活動する人を増やしていけば、一人一人の負担が、私なんかは、そんな負担になるほどではないんですが、負担が減っていく、そういう意味合いから、やっぱりそういう地域のボランティア的な支援活動、そういうのをもっとどんどん増やしていけるようなことを考えていかないといけないのではないかなというふうに、すごく今は感じています。

以上です。

OB 部会長 ありがとうございます。

市から何か、お願いします。

○事務局（大法障害福祉課長） 大法です。

N 委員には、日頃から地域のボランティア、それからつながりということで、いろいろ地域のコミュニケーションにご尽力いただいているところだと思います。本当に、今、N 委員がおっしゃるとおり、本来であれば、やっぱり人間、人と人って、顔の見える関係性というのがとても大事なのかなと、やっぱりそこに気づかれることによって、例えば障害のある方、ない方についても、災害時には隣のご近所の方大丈夫かしらとか、ふと気づきというものがあるかと思うんですけども、なかなかそれが醸成しにくい、ましてや、そうでなくても、今この世の中、なかなか隣関係、隣は誰住む人ぞというようなところがあり、地域の関係性が希薄になっているというところは、やっぱりこれがさらに助長されるのではないかなというふうには、本当、私も感じているところです。

障害の分野でも、やはりそういった同じような事情がございまして、例えば障害支援区分をしたものについて、認定調査というものが必要な場合もあるんですけども、やはり今こういうご時世なので、ちょっとお越しいただくのはお断りしているという事業所、あるいは施設の方、大変多くなってございます。

そうした中で、日々、ケースワーカーも支援の在り方、これからどうしていったらいいんだらうということは、悶々としているというところで、それはまた新たな生活様式ということを取り入れた中で、国、そういったところからも、また何か発出される情報もあるかと思えますけれども、やはり、事こういう障害者支援ということにおいては、やはり顔の見える関係性、N 委員が日頃取り組まれていることと同じように大事なかなというふうに、改めて今感じたところでございます。

以上でございます。

OB 部会長 ありがとうございます。

ほかに何か。

OL 委員 いいですか、一つ。

総合プランと直結はしないんですけども、障害者の理解促進・啓蒙ということで、従来であれば、市役所でも職員に対して障害者当事者を招いて研修会をやりますよね。とい

うか、やっていましたよね。今年はコロナの問題があるので、それはやっていないみたいなんですけれども、コロナがあるから何もやらないではなくて、例えばビデオか何かを撮影して、そういうものを啓蒙活動に使うとか、何かそういういろいろとやり方を工夫した取組をしていていただきたいなど、コロナだから、この研修をやめたではなくて、何かそういうことを考えていって、やっていただけると、非常にありがたいなど。

ビデオを撮るために必要ならば、障害の当事者を参加させることは可能だと思うので、ちょっとその辺も検討していただきたいと思います。

○事務局（内野障害福祉課係長） 内野です。

今コロナで、年2回あった障害者理解の研修がなかなかできないというお話で、やり方を工夫してみたらどうというお話だったというふうに思います。

実は今年度、ビデオを撮って、映像を撮って、障害者の理解促進のところではないんですけれども、もうちょっと別のところにつくってみようかみたいな話が、ちょっとあったんですけれども、それにやっぱり予算の費目というのがひも付いていまして、なかなかちょっと難しかったというのが正直あります。考えてはみたんですけれども、ちょっとこの予算の費目的に難しいなど、こういうのが実はありました。

おっしゃるとおりで、リモートの形式であるとか、やり方は幾らでもあるよねというお話でございます。今後、市全体の話になってきますけれども、そういったハードの面で、今後整備していこうかというような動きもありますので、そういったところと連動しながら、こういうふうに考えております。

今回、研修会が中止になってしまった理由の一つは、全庁的に研修会を喫緊のもの以外やめなさいというようなところもあったものですから、そこに引きずられてしまったところもあるんですけれども、やり方については、今後、柔軟に考えていく必要はあるかなというふうには考えております。

以上です。

OB 部会長 ありがとうございます。

ほかに、何かご意見。

[発言する者なし]

OB 部会長 よろしいですか。

それでは、この第2次東大和市障害者総合プランの中間案についての審議は、これまでとしたいと思います。